

地域コミュニティ活動の ガイドライン

令和4年3月

龍ヶ崎市市民生活部 コミュニティ推進課

はじめに

協働が求められる背景

市民にとって最も身近な行政組織である市町村においては、地方分権の推進による自立型の都市経営が求められる中、少子高齢化の進展や人口減少社会の到来のほか、社会保障関係費の増大による歳出環境の悪化などにより、厳しい行財政運営を強いられています。一方で、市民ニーズが個別化・多様化し、加えて、職員数の減少傾向が顕著となる中で、行政だけでこれらのニーズに対応することはもはや限界に達し、「公共サービス提供主体」＝「行政だけで提供」という構図の維持は困難になっている状況です。このような中、当市は市民との協働によるまちづくりを推進しており、「一人ひとりができること」「仲間や地域ができること」「行政が行うこと」をそれぞれが認識し、「住み続けたいまち」「住んでみたいまち」の構築を共通の目標に据え、その実現に向けて市民と行政がそれぞれの立場で何ができるのか、何をすべきかを理解し、お互いの信頼のもとに連携、協力してまちづくりを進めています。

これまでの経緯・今後について

当市の住民自治制度の歴史をさかのぼりますと、市制施行直後の昭和29年10月に「龍ヶ崎市区長設置条例」を制定し、市長が区長及び班長を非常勤の特別職として委嘱する、いわゆる「区長制度」がスタートしました。

その後、竜ヶ崎ニュータウン北竜台地区への入居が始まった昭和57年以降、ニュータウン地区においては、それまでの「区」ではなく、「自治会」を組織するようになり、その後、区と自治会の二つの形態が存在する時期が続いていました。

しかし、住民自治の一層の推進を図る観点から「龍ヶ崎市区長設置条例」が平成21年3月末をもって廃止となり、住民主体の自治組織へ移行し、現在に至っています。

その後、住民自治組織連絡協議会は平成21年4月に発足し、現在180の区・自治会・町内会などにより組織されています。平成25年からは、コミュニティセンター単位の中核的な地域コミュニティ(以下、「地域コミュニティ協議会」)が設立され、現在、市内13の全ての地区で活動が展開されています。

しかし、最初に設立した地域コミュニティ協議会については、設立後8年が経過しており、住民自治組織や行政(市)との役割分担の確認が必要となっています。このガイドラインでは活動の具体例を示しながら、今後の地域課題やその解決に向けた活動について考えていきたいと思えます。

令和4年3月

龍ヶ崎市市民生活部 コミュニティ推進課

目 次

I. ガイドラインの趣旨	1
II. 住民自治組織と地域コミュニティ協議会の組織概要	1
1. 住民自治組織（区・自治会・町内会など）とは	1
2. 地域コミュニティ協議会とは	2
III. 住民自治組織，地域コミュニティ協議会及び行政（市）の役割	2
1. 住民自治組織の役割	2
2. 地域コミュニティ協議会の役割	3
3. 行政（市）の役割	3
4. 活動内容	4
5. 取り組む事が求められる課題	6
①地域課題（地域活動）を整理・検討	6
②住民自治組織で抱える課題の取組み	7
③広域での活動が必要な計画の策定	8

I. ガイドラインの趣旨

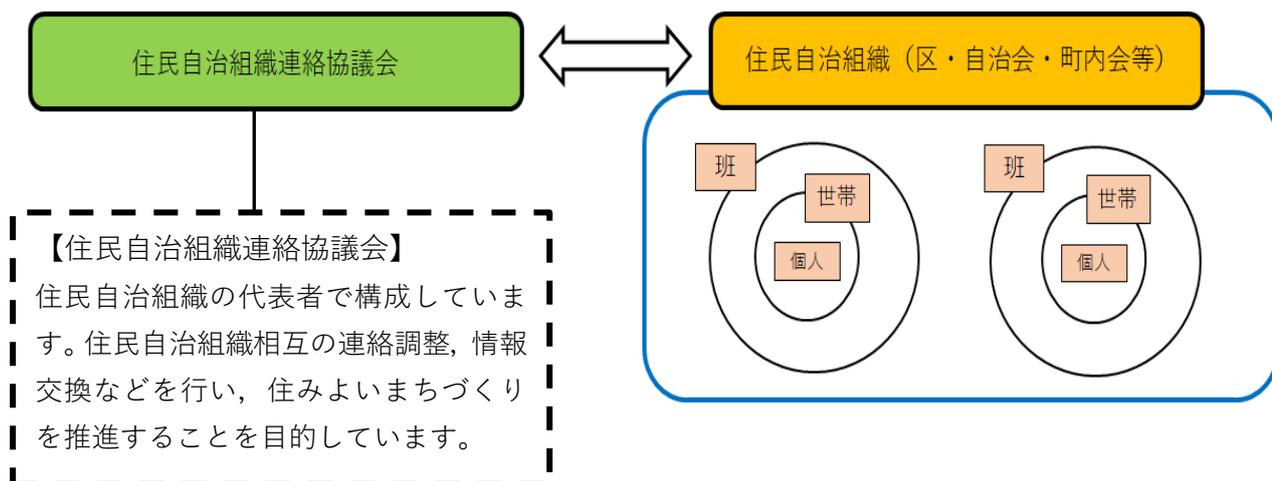
龍ヶ崎市における円滑なコミュニティ活動に繋げていくため、住民自治組織や地域コミュニティ協議会の活動について改めて確認・整理を行い、現状抱える各課題について行政と協力し解決していくための参考となる資料とします。

II. 住民自治組織と地域コミュニティ協議会の組織概要

1. 住民自治組織（区・自治会・町内会など）とは

一定の地域（町・丁目・小字など）の住民によって自主的に組織された団体のことで、その名称は、組織によって「〇〇区」「〇〇自治会」「〇〇町内会」などありますが、総称して「住民自治組織」といいます。

活動の目的は、地域の住民が集まり、親睦を深めながら地域の輪を広げ、自分たちの生活に関わる共通の問題に自ら取組み、これらを解決し、豊かで住みやすい地域社会をつくることにあります。



●龍ヶ崎市内の住民自治組織

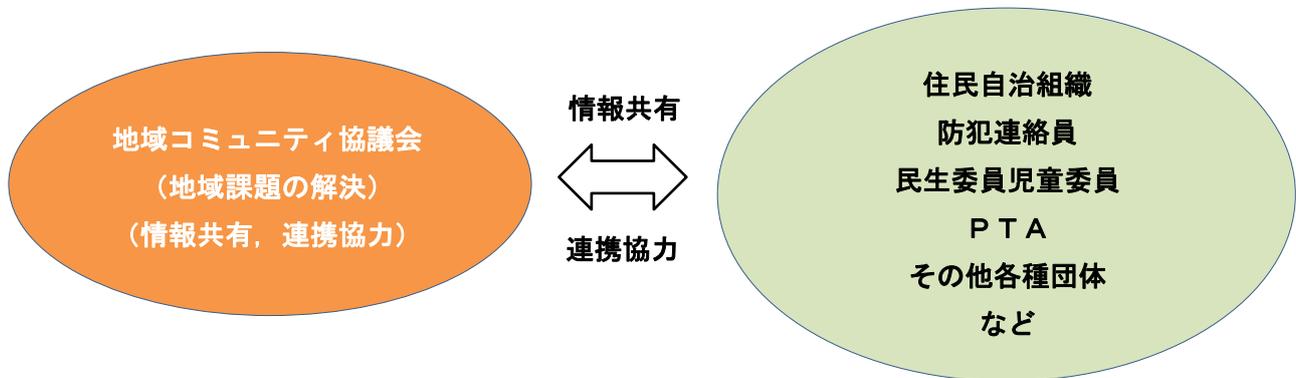
◎ 令和3年4月1日現在、龍ヶ崎市には180の住民自治組織があります。

◎ 名称は、区・自治会・町内会などさまざま、住民自治組織ごとに特色のある活動を展開しています。

地区名	組織数	地区名	組織数	地区名	組織数
龍ヶ崎地区	24	川原代地区	13	八原地区	20
龍ヶ崎西地区	10	松葉地区	10	城ノ内地区	10
大宮地区	15	長山地区	9	長戸地区	7
北文間地区	9	駒馬台地区	14		
駒柴地区	29	久保台地区	10	【合計】	180

2. 地域コミュニティ協議会とは

市内13のコミュニティセンターを単位とし、住民自治組織や防犯連絡員・民生委員児童委員・PTA・その他団体などの組織と協力のもと、互いに情報を共有し、連携協力しながら地域課題の解決に向けた活動を行っています。



●龍ヶ崎市内の地域コミュニティ協議会

◎ 市内全地区で13の協議会があります。

◎ 名称は、各地区においてさまざまで、協議会ごとに特色のある活動を展開しています。

地区名	地域コミュニティ協議会の名称	設立時期
川原代地区	川原代ふれあい協議会	平成25年4月
龍ヶ崎地区	龍ヶ崎地域コミュニティ協議会	平成25年4月
北文間地区	北文間コミュニティ協議会	平成25年4月
龍ヶ崎西地区	龍ヶ崎西コミュニティ協議会	平成25年4月
馴柴地区	馴柴まちづくり協議会	平成25年5月
長山地区	長山地域コミュニティ協議会	平成25年5月
城ノ内地区	城ノ内コミュニティ協議会	平成25年6月
八原地区	八原まちづくり協議会	平成26年4月
大宮地区	大宮ふるさと協議会	平成27年4月
久保台地区	久保台小学校区わくわく協議会	平成28年5月
長戸地区	長戸コミュニティ協議会	平成28年5月
馴馬台地区	馴馬台地域ひなっこ協議会	平成30年6月
松葉地区	松葉小学校区協議会	令和元年5月

Ⅲ. 住民自治組織、地域コミュニティ協議会及び行政（市）の役割

1. 住民自治組織の役割

住民自治組織は、住民にとって最も身近なコミュニティ組織であり、地域の生活に密着した活動の実施が求められています。住民同士の親睦交流を深める活動をはじめ、行政（市）に対する住民の意見・要望の取りまとめ、行政（市）との協働による活動などに取り組んでいます。

具体的には、お祭りの実施、防犯灯・カーブミラー・ごみ集積所の維持管理、地域集会施設

の維持管理などがこれにあたります。

2. 地域コミュニティ協議会の役割

地域コミュニティ協議会は、地区内の各種団体の枠組みを越えて、情報交換や協力を行うことによって、各種団体の「点の活動」を地域全体の「面の活動」にする役割が期待されています。住民自治組織だけでは実施が困難な活動で、住民自治組織間あるいは地区内の各種団体などと連携協力した方が効果的な活動に取り組むことができます。

3. 行政（市）の役割

行政（市）の役割は、住民自治組織や地域コミュニティ協議会と連携するとともに、その活動の支援を行います。

住民自治組織に対しては、奨励金の支給・その他相談窓口（防犯灯・カーブミラー・ごみなど）をしております。

地域コミュニティ協議会に対してもコミュニティ補助金の交付、地域担当職員の配置、活動拠点となるコミュニティセンターの整備などを行っています。

4. 活動内容

①住民同士の交流に関する活動

賑やかで活気ある地域社会にしていくためには、住民同士の交流がとても重要になってきます。
また、お年寄りから子どもまで世代を越えての交流も大切であることから、地域社会では、住民同士の交流の場を積極的に作っていくことが求められます。

例) 夏祭り, ウォークラリー大会, 餅つき大会, 芋煮会など

②子どもに関する活動

子どもたちが元気で健やかに暮らせるよう、地域全体で子どもや子育て世帯への支援が必要となります。地域に住む人が安心して子育てができ、子どもたちが元気よく学び、遊べる環境を地域住民が協力して整えていかなければなりません。

例) 子ども会に対する支援, 夏休み 子どもの居場所作り, 運動会, 挨拶声掛け運動, 子どもまつりなど

③高齢者に関する活動

高齢化社会において、高齢者への支援はますます必要となります。高齢者の健康維持活動や、居場所づくりなど、さまざまな取組みを実施していかなければなりません。それによって、高齢者が安心して暮らせる環境を整えていくことが必要です。

例) 敬老会に対する支援, 研修バス旅行, 地区対抗グランドゴルフ大会など

④防災に関する活動

近年、地震や豪雨など自然災害が頻繁に起きています。各家庭での災害に対する備えはもちろんですが、地域社会においても、災害に備えて防災に関する取組みを進めていくことが重要です。また、災害発生時、地域で対応できるように日頃から地域住民同士や地域と行政が密に連携を取り、それぞれの役割についても確認し、行動できることが大切です。

例) 地区防災計画の策定, 防災訓練, 自主防災組織の活動, 防災倉庫の整備, 防災施設見学など

⑤防犯に関する活動

地域住民が安心して暮らしていくには、防犯活動がとても大切になってきます。子どもたちの登下校の見守りや、防犯灯の維持管理など、地域全体で安心、安全なまちを整備していかなければなりません。

例) 防犯パトロール, 防犯灯の維持管理など

⑥環境美化に関する活動

快適な生活環境を維持していくには、地域社会での環境美化活動が重要となってきます。ごみ集積所の維持管理や公園の清掃活動など、地域住民が協力して環境美化活動に取り組むことが必要です。

例) ごみ集積所の維持管理, 資源物の回収の促進・啓発, 市内一斉清掃, 公園の美化, 清掃活動, 花壇整備など

⑦地域の伝統・文化に関する活動

各地区では、昔から続く伝統行事があります。次の世代につなげるために、高齢世代から若い世代まで幅広い人々が、地域の伝統・文化を継承する活動を実施していかなければなりません。

例) 鳥追い・ならせ餅, 地元の名所・旧跡の調査・記録など

⑧地域課題の解決に向けた勉強会・意見交換会

地域課題の解決に向けて、地域住民が協力して活動に取り組むことが求められます。その際、住民が地域課題について学んだり、意見交換を行う場があることが望ましいです。また、地域と行政のコミュニケーションも重要であり、地域と行政がそうした機会を積極的に作っていく必要があります。

例) 地域内住民の意見調整, 行政(市)への提言, 出前講座による学習会など

⑨その他

①から⑧の活動以外にも、各地区が独自に取り組んでいる活動内容があると考えられます。それぞれの地区の特性を生かしながら、独自の地域活動を進めていくことが求められます。

例) 高齢者支援意見交換会, お助け隊など

※住民自治組織・地域コミュニティ協議会によって活動内容はさまざまです。

①～⑨の取組事例については、別冊の「活動事例集」のとおりになります。

5. 取り組む事が求められる課題

①地域課題（地域活動）を整理・検討

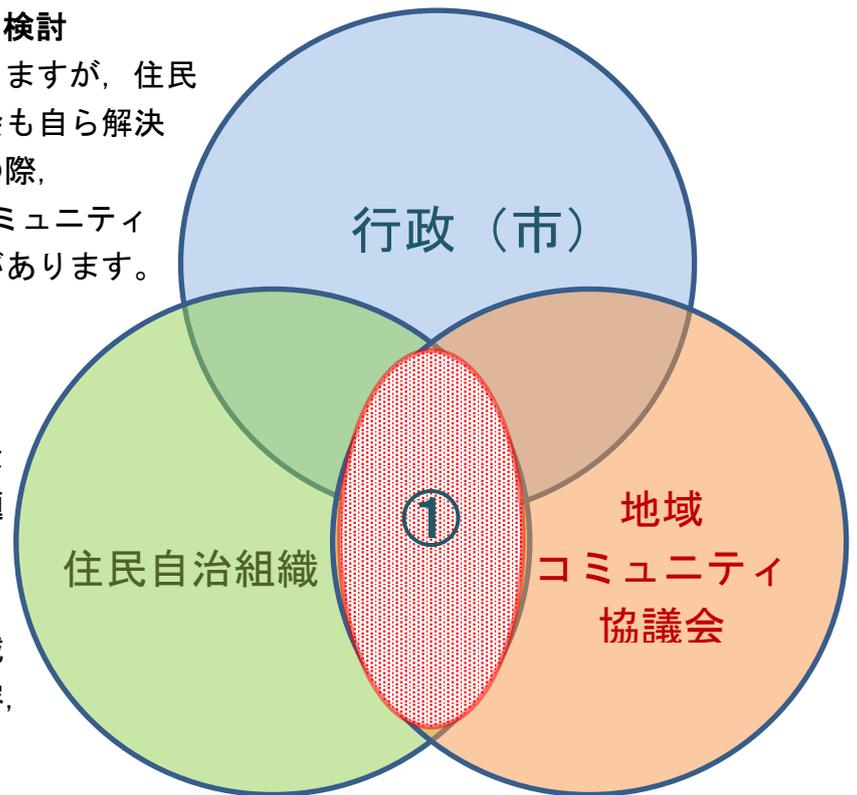
地域には、さまざまな課題がありますが、住民自治組織や地域コミュニティ協議会も自ら解決していくことが求められます。その際、行政（市）、住民自治組織、地域コミュニティ協議会の役割分担を検討する必要があります。

・ 役割分担の整理

地区ごとに住民自治組織と地域コミュニティ協議会の組織運営が異なる点があることや、抱える地域課題や、活動内容も異なる場合があります。そこで、まず各地区で行政（市）と住民自治組織及び地域コミュニティ協議会が取り組む内容、役割を整理する必要があります。

・ 地域計画の策定

各地区において地域課題の解決に向けて、「地域計画」を策定することも一方法です。地域計画とは、自分の住む地区の将来に向け、住みよい地域づくりのため現状を把握するとともに、地域が抱える課題を整理し、その課題の解決に向けてどの組織が関わっていくのか整理し、活動方法を定めるものです。将来の地域ビジョンを踏まえ、行政（市）も含め、住民自治組織と地域コミュニティ協議会が地域活動において、どのような関わり方をするのか明確にする意味でもこうした地域計画の策定が望まれます。



②住民自治組織で抱える課題の取組み

住民自治組織は、住民にとって最も身近なコミュニティ組織です。その活動は、住民の生活に密着したものも多く、皆さんの協力が必要です。しかし、近年、住民の高齢化による協力者の確保、役員の担い手不足や組織への未加入（退会も含む）も課題となっています。

・課題の集約

課題解決を目指すには、今何が問題になっているかを考え、洗い出すことが必要となってきます。その中で、課題が整理されてきます。方法としては、会合の場で情報共有や意見交換を行うほか、必要に応じてはアンケート調査の実施も考えられます。

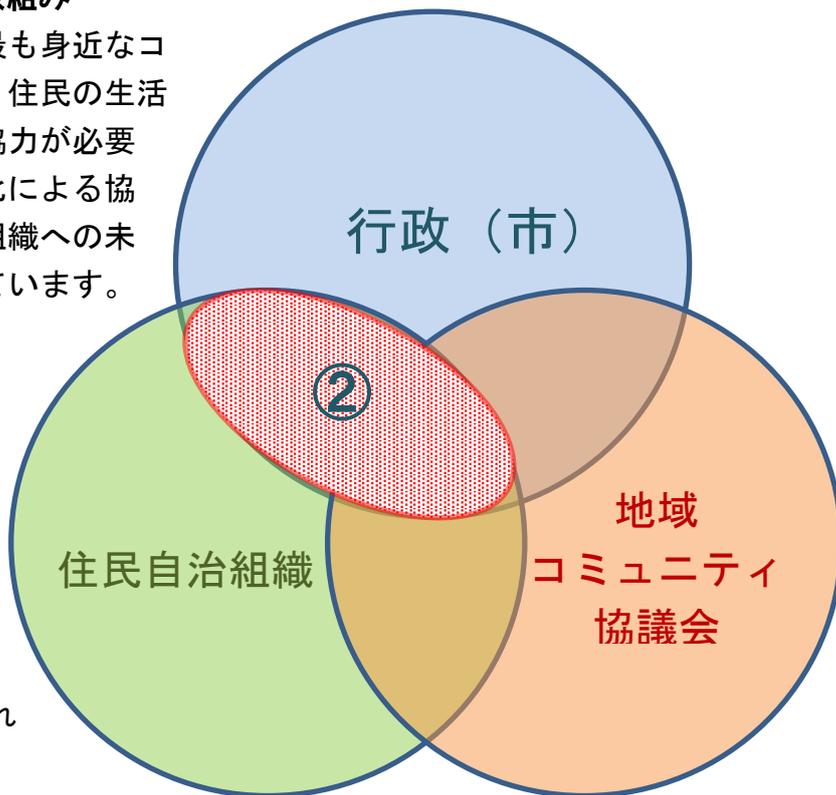
・未加入世帯への対応

住民自治組織は、ごみ集積所、防犯灯、カーブミラーなどの維持管理を行っています。これらは、地域住民の毎日の生活において密着したものです。なお、維持管理に要する費用は、住民自治組織の予算で賄われています。

「住民自治組織へ加入するメリットが何か分からない」として、組織に未加入（または退会）する例がありますが、住民自治組織は住民の暮らしに大きく関わっていることを説明することが大切です。

・活動（事業）の見直し

以前から継続している活動や新たな活動について、高齢化や人口減少により活動の実施が難しくなっています。時代に合わせて内容の見直しをするとともに、既存の活動の必要性や優先度を検討し、場合によっては規模縮小や取り止めの検討も必要です。



③広域での活動が必要な計画の策定

地域コミュニティ協議会では、防災など広域的な課題に対応していくことが求められます。その際、行政と協働して計画を策定していくことが必要です。

・地区防災計画の策定

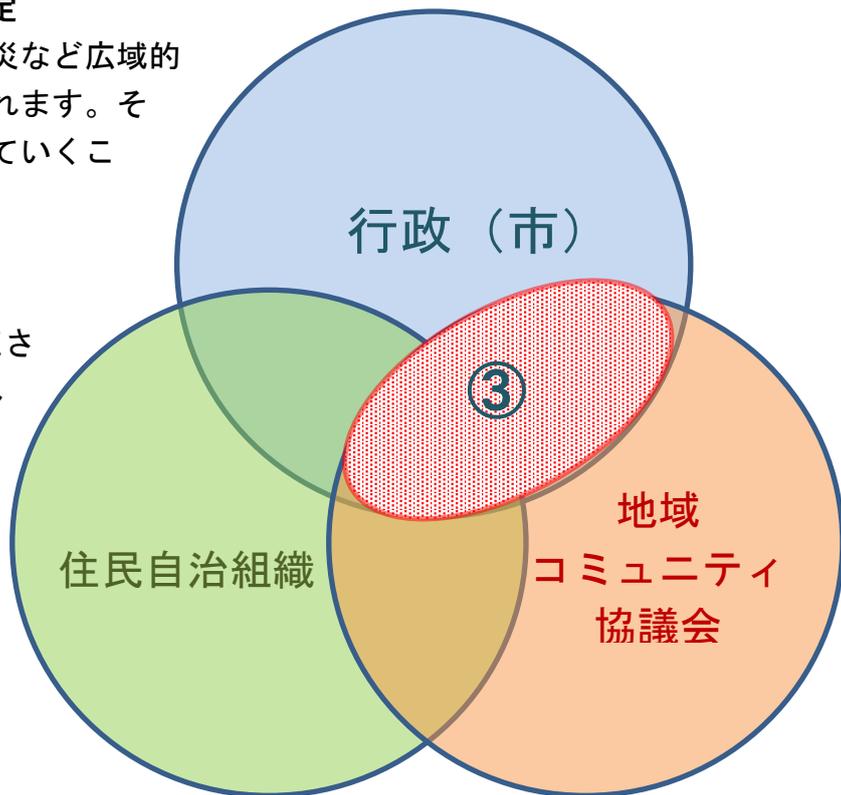
平成 25 年に災害対策基本法が改正され、「地区防災計画制度」が創設されました。今日、多くの自然災害が発生しており、地区全体で防災の取り組みが必要となってきます。そこで、各地区は、地区防災計画を策定し、防災訓練、防災資機材の備蓄、住民の支援のあり方などに関するルールを明確にする必要があります。

その際、各地区で要配慮者（高齢者、障がい者など）の状況や、地理的な条件など異なる点が多くあります。そのため、各地区で勉強会、ワークショップなどを開催し、多くの住民が協力して計画を策定していくことが望まれます。

・高齢者に関する取組み

高齢者人口が増加していく中、龍ヶ崎市でも、地域において介護予防活動、サロン活動支援などさまざまな取組が実施されています。

今後は、地域包括ケアシステム構築のなかで、住民活動や企業を含めたさまざまな団体が連携して、住みやすい地域にするため何が必要かをその地域で考える生活支援体制整備事業を、地域住民と行政の協働で実施していくことも考えられています。今後、高齢者福祉に関して地域社会の役割は重要であり、地域と行政が協働して高齢者が安心して暮らせる環境を整備していくため、地域の窓口としての地域コミュニティが大切になってきます。



参考：龍ヶ崎市の高齢化率

平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
24.4%	25.6%	26.6%	27.5%	28.2%	29.0%	29.6%	30.2%	30.8%	32.1%

出典：龍ヶ崎市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画（※令和3年以降は推計値）

◆「地域コミュニティ活動のガイドライン」に関する問い合わせ

龍ヶ崎市市民生活部 コミュニティ推進課 コミュニティ推進グループ

電話番号 0297-64-1111（内線437）